

# 岐阜県学校保健研究大会 開催基準要項細則

## 1. 開催地の決定

開催地区の郡市学校保健会会長が協議して決定する。決定の時期は、開催前々年度とする。

## 2. 開催期日の決定

岐阜県学校保健会（以下「県学校保健会」という）、岐阜県教育委員会及び主管団体が協議のうえ、開催前年度10月までに決定する。

## 3. 県学校保健会交付金の金額

県学校保健会交付金として、主管する郡市学校保健会（実行委員会）に60万円を交付する。

## 4. 大会案内

大会案内の主管団体で作成し、県学校保健会の承認を経て、開催年度6月中に配布する。作成と配布に当たっては、次の事項に従う。

- (1) 宛 先 各教育事務所長  
各市町村教育長  
各小・中・高等学校長  
各特別支援学校長  
各公立幼稚園長  
各PTA会長  
各郡市学校保健会会長  
各保健所長
- (2) 発 信 者 県学校保健会会長（氏名）  
主管団体の長（氏名）
- (3) 作成部数と配布方法 [表2]による。

## 5. 大会紀要

大会紀要を主管団体で作成し、大会当日、参加者に配布する。作成に当たっては、次の事項に従う。

- (1) 「県学校保健会会長挨拶」と「被表彰者一覧表」については、県学校保健会事務局（以下「事務局」という）から原稿を送付する。
- (2) 大会役員については、[表3]による。

## 6. 開 会 式

- (1) 式次第は、次を基本とする。
  - ① 開会のことば

② 挨拶 ・ 主管者（県学校保健会会長 教育長）

・ 主管団体

③ 来賓祝辞 ・ 開催地市町村長

・ 開催地県議会議員代表

④ 来賓（顧問、参与）紹介

⑤ 祝電披露

⑥ 閉会のことば

(2) 一般席との区別は、次を基本とする。

来賓席 —— 大会顧問、大会参与（県教育委員会関係者は主催者側に席を設ける）

役員席 —— 大会会長、大会副会長、大会役員、大会運営委員

受賞者席 —— 被表彰者

(3) 開会式への出欠調査は、次のものについては事務局が行う。

大会会長、大会副会長、大会委員、被表彰者

## 7. 表彰

被表彰者への案内、表彰状等の準備及び表彰式の進行は、県学校保健会が行う。

## 8. 講演

(1) 講演の内容、講師の選定等については、主管団体と県学校保健会とが協議のうえ決定する。

(2) 講師への依頼は、主管団体で行う。

## 9. 研究協議会

(1) 次に示す課題別の分科会を基本とする。

- ・ 疾病予防と保健管理に関する内容
- ・ 学校歯科保健に関する内容
- ・ 学校環境衛生に関する内容
- ・ 学校安全教育に関する内容
- ・ 心の健康教育に関する内容
- ・ 薬物乱用、性（エイズ）教育に関する内容
- ・ 食教育に関する内容
- ・ 保健学習、保健指導に関する内容
- ・ 地域との連携や組織活動に関する内容

(2) 分科会の数や内容は、主管団体が県学校保健会と協議のうえ、開催前年度中に決定する。

## 10. 研究協議会の助言者、提案者等

〔表4〕による。

## 11. 適用

この細則は、平成15年4月1日より適用する。